

秋葉区におけるにいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金の交付申請に係る 審査の取扱について

1 趣旨

秋葉区におけるにいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金の交付申請に係る審査について、適正かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

2 申請受付

健康福祉課において、以下の点について「交付申請チェック表」を用い、確認する。

- ① 補助対象者に係る要件を満たしていること
- ② 補助対象事業に係る要件を満たしていること
- ③ 提出書類に不備がないこと

3 審査

にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条に規定する審査は、「審査シート」を用い、次のとおり行う。

(1) 審査会の座長

審査会の座長に、秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員長を充て、座長は審査会を総括する。

(2) 審査会審査

申請書類等の審査資料に基づき、各審査項目に5段階の採点を行い、必要時コメントを付す。

1) 採点方法

ア. 審査項目

① 地域の福祉課題解決性

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく地域の福祉課題の解決に向け、取り組む活動であるか。

② 住民等の参画又は協働性

秋葉区民や秋葉区に活動拠点を置く団体等による参画又は協働した事業であるか。

③ 事業の先導性

先駆的な取り組みとして、秋葉区全体に広まる可能性のある事業か。

④ 補助終了後の事業の自立性と継続性

補助が終了しても、自立して継続的な活動ができる可能性が期待できるか。

⑤ 安心して暮らせる地域づくりの構築性

健康・福祉・生きがいつくりの推進，ボランティア活動の活発化，要援護者の日常の見守り及び助け合い等，秋葉区民が互いに助け合い，支え合い，安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与するか。

イ. 全5項目で，各審査項目とも5～1点で採点

点数	説明
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	標準
2点	やや劣っている
1点	問題がある

全5項目×各5点満点×委員5名＝125点満点

2) 採点結果の取扱

ア. 審査

補助金採択の可否について，以下に該当する場合，補助金を不採択とする。

① 補助申請総額が予算の範囲内の場合

*以下の条件に一つでも該当する場合

- ・ 同一の項目で，委員の半数以上が1点を付けた場合
- ・ 総得点が63点（125点満点の半分）に満たない場合

② 補助申請総額が予算額を超える場合

*以下の条件に一つでも該当する場合

- ・ 同一の項目で，委員の半数以上が1点を付けた場合
- ・ 総得点が63点（125点満点の半分）に満たない場合

*総得点の順位が低い事業で，予算の範囲から外れた事業

(例) 市予算額が 100 万円の場合

採択	順位	総得点	申請額
○	1	120 点	20 万円
○	2	115 点	20 万円
○	3	100 点	20 万円
○	4	96 点	20 万円
×	5	85 点 (但し、同一の項目で委員 3 名が 1 点を付けた)	20 万円
○	6	78 点	20 万円
×	7	65 点	20 万円
×	8	60 点	20 万円

(3) 採点結果の集約

審査会委員の採点結果を集計したうえで、各申請事業の獲得点を算出する。

(4) 審査結果の報告

審査会は、審査結果を取りまとめ、予算の範囲内で (1) に定めた採点方法及び採点結果の取扱に基づき審査の上、補助採択すべき事業を決定し、審査結果を市長に報告する。

また、交付要綱第 2 条又は第 3 条により明らかに補助対象外と認められる場合は、理由を付して、申請団体に不交付決定を通知する。

4 補助事業の決定

市長は、審査会の審査結果を尊重し、補助金を交付すべき事業を決定し、速やかに当該申請団体に通知する。

5 その他

審査にあたり、疑義が生じた場合及び定めのない事項については、審査会の座長と協議し、別に定める。